

人格主義の生命倫理

――受精時からのヒト胚の尊厳について――

秋葉悦子

ヨーロッパの議論の“根”にあるもの

きょうは、「ヒト胚の研究利用に関するカトリック生命倫理の見解」について、少々説明させていただきます。

いま（東洋哲学研究所の代表から）ご紹介をいただきましたが、二〇〇五年十二月に『ヴァチカン・アカデミーの生命倫理――ヒト胚の尊厳をめぐって』（知泉書館）という、翻訳と紹介を兼ねたような本を出版させていただきました。なぜかと申しますと、いま日本では、

クローン技術規制法が成立し（二〇〇一年施行）、生殖目的のヒトのクローニングは禁止されましたが、その一方でヒトの受精卵の実験を進める政策が進められています。しかし国際的な情勢を見ると、これとは別の政策を取っている国もたくさんございます。そして、ヴァチカンは生命倫理をめぐる国際的な情勢に大きな影響力を及ぼしているからです。

私は刑法学が専門ですが、安楽死の問題とか、脳死と臓器移植の問題とか、法律学の視点から調べてまいりますと、必ず倫理の問題に行き当たります。そして、

倫理の問題をくわしく調べてまいりますと、根っこにあるのはカトリックの倫理であることに気づかれます。それはキリスト教以前のギリシャ・ローマ思想に遡ることができますが、今日のヨーロッパの倫理学の体系的な基礎を築いたのはカトリックの倫理学です。ですから、ヨーロッパでの議論を調べていくと、どうしても伝統的なカトリックの倫理に突き当たるわけです。私の出身大学はカトリックの大学でしたので、文献も豊富にあり、そこを一度徹底的に調べてみようと思っただけで始めたのですが、いつのまにか深入りして生命倫理が専門のようになってしまいました。ヴァチカンの生命倫理の会議にも、二年前から生命アカデミーの客員会員として参加させていただいておりますが、日本ではヴァチカンの公式な見解があまり正確に伝えられておりません。そのことも、この本を出版する動機になりました。

ですから、きょうは刑法学者としての立場からではなくて、ヴァチカンの生命倫理に関する公式の立場の一番大事なところを、できるだけわかりやすくお話し

せていただこうと思って、ここにまいりました。

「初期のヒト胚の研究利用に関するカトリック生命倫理学の見解」——この「カトリック生命倫理学」を言いかえたものが、「人格主義の生命倫理」です。そして、「受精時からの人間の尊厳と基本的人権の保護」。これが、カトリック倫理学の非常に明確な立場です。これについて順番にご説明いたします。

最初に日本の現状と国際的な情勢をお話して、次にヴァチカンの見解、カトリック生命倫理学の見解について、ご説明いたします。最後に、宗教者の役割が何かあるとしたら、それは何か。これもヴァチカンのほうで宗教者に対して呼びかけをしておりますので、そのメッセージを終わりにお伝えしたいと思います。

日本Ⅱ「研究目的」のクローンは許可

最初に、日本におけるヒト胚研究の規制について、お話しいたします。

第一に、「生殖目的のクローニング」。いわゆるクローン人間をつくることです。クローン胚、いわばクロ

ーン人間の卵をつくりまして、それを女性の子宮に移植するとクローン児が生まれてきますが、これはクローン技術規制法によって「禁止」されています。その違反に対しては、十年以下の懲役、あるいは一千万円以下の罰金、あるいはその両方という非常に重い刑罰が定められています。

第二に、ES細胞を作成する目的での十四日目までの「余剰胚の利用（損壊）」これは許されることになっています。

これは何のことかといいますと、ES細胞——たぶんご存じだと思いますが、受精後五日目から六日目の人の受精卵の一部から細胞を取り出して培養すると、ES細胞ができます。万能細胞ともいわれて、それを心臓とか神経とか、そういう様々な組織の細胞をつくることに使う。この万能細胞をつくるために受精後五日目から六日目の余剰胚を使うことが許されています。余剰胚というのは、生殖補助医療に使うために体外でつくり、余った受精卵を凍結しておいたものです。それをES細胞をつくるために使うことが許されるかに

ついては、クローン技術規制法は何も規定しておりません。

ヒトの受精卵を破壊してES細胞をつくってもよい。か。これにOKが出るまでには時間がかかりました。まず一九九七年に内閣総理大臣の諮問機関として科学技術会議生命倫理委員会ができます。一九九九年にクローンについての報告書が出され、これをもとにして、その後「クローン技術規制法」が制定されます。これとは別に二〇〇〇年に、ES細胞をつくってもよいという報告書が出ます。この報告書でゴーサインが出た後、京都大学の中辻憲夫教授がES細胞を人間の余剰胚から作成することに成功しています。

第三に、ES細胞を作成する目的でのヒトクローン胚の作成。これは「研究目的のクローニング」といって、第一の「生殖目的のクローニング」とは違うということに注意していただきたいと思います。

クローン胚を作成し、それを子宮に戻さないで、余剰胚からES細胞をつくるときと同じ手法で、五日目か六日目まで成長したところで、その胚を壊して一部

を取る。そしてES細胞をつくります。そうすると、余剰胚からつくったものよりもよいものができる。どのようなによいかというと、たとえば、私の心臓が悪いとします。そして、私の心臓の血管を再生したいときに、だれか別の人の卵を使うよりも、私自身の体の細胞を材料にして私のクローン胚をつくり、その卵から私の心臓の血管をつくれれば、拒絶反応の少ないものができるのです。

二〇〇四年七月に、総合科学技術会議の最終報告書が出て、「ヒトクローン胚を研究目的でつくる」ことについてゴーサインが出ます。そして、今年（二〇〇六年）七月に文部科学省が具体的なガイドラインをつくり、その「中間取りまとめ」が終わり、いまその準備を進めているところです。しかし、京大の中辻教授はこの研究を手がけるつもりがないということが、八月に新聞で報道されました。この点については後でまたご説明いたします。

ES細胞を作成する目的で使用する事が許されているのは、現在、十四日目までの余剰胚に限られてい

ます。これは生殖補助医療のために作成して余ったものといいましたが、いま日本では、年間五千個ほどの凍結胚が、不要になった、保存期間が過ぎたなどの理由で処分されているといわれています。しかし、できれば余剰胚よりもっと状態のいい受精卵、凍結卵ではなく新鮮卵を使いたい。では、研究のために、最初から受精卵をつくってもいいかどうか、そして、それを壊してもいいかどうか。これについても、今年七月に出た報告書は、許容する内容になっています。

ですから、日本のいまの状況というのは、「クローンの子どもを生まれさせてはいけない」けれども、「ヒトの受精卵をつくったり、あるいは、クローン胚をつくって十四日目までは実験材料にしてかまわない」という方策が取られています。きょうは日本の状況についての批判をするのが目的ではないので簡単にすませますが、これはいろいろな意味で矛盾をはらんでいます。一番の問題は、生殖目的のクローニング、クローンの子どもをつくってはいけないのはなぜか、なぜこんなに重く処罰されるのかということについて、実は刑法

学者の間で意見が一致していません。多くの議論があります。みなさんはクローン児をつくってはいけないのは当たり前だと思われるかもしれませんが、クローン胚は、作成して自由に処分することが許されているのですから、それを生まれさせることだけをこれほど重く処罰するというのは、論理的に筋が通りません。

クローン技術規制法の第一条には、目的規定として、「人の尊厳」を守ることが挙げられています。「人の尊厳」——「人間の尊厳」ではなくて「人の尊厳」を日本の法律の中で定めたのはこの法律が初めてですが、この「人の尊厳」とは何かということとは、きょうの話全体のポイントでもあります。

クローン技術規制法のもとになった生命倫理委員会の報告書によると、「人の尊厳」というのは、生まれた後の「人」、お母さんから生まれた後の「人」だけに認められるものです。それは、クローン人間を生まれさせる場合、クローン胚をつくる時点ではまだ「人」は存在しないとする立場です。では、クローン技術規制法が守ろうとしている「生まれた後の人の尊厳」とは

何か。これは、「コピーされる人の尊厳」だと説明されています。たとえば、私がクローン人間をつくらうと思って私のクローンをつくると、私の尊厳が害されるという意味です。なぜでしょうか。それは私のコピーをつくるというのは、アイデンティティをもった一人しかない私をコピーすることだから、私のアイデンティティの侵害だということです。しかし、これは多くの生命倫理学者から批判されています。同じ遺伝子をもった人がいても同じ人格にはなりませんから、コピーされる人の人権や尊厳が侵害されることはありません。ですから、これはおかしいという批判です。

それから別の批判としては、生殖目的でクローン人間をつくらうてはいけないというけれども、いま個人の自由とか個人の自己決定権、それから生殖の権利という言葉もよく耳にします。不妊治療が発達して、これだけいろいろな方法で子どもをつくることができるのに、ふつうの不妊治療技術では子どもを生める見込みのない人が、クローン技術によって自分の子どもをつくらうてはなぜいけないのかという批判が出てまいりま

す。米国などでは、同性愛のカップルにも結婚する権利を認めている。米国だけではありません。ヨーロッパでもオランダなどリベラルな国ではそういうことを認めています。では、そういうカップルがクローンで自分たちの子どもをつくってはなぜいけないかという批判が出てまいります。「子どもをつくる権利」を主張する立場からすると、これはおかしいということになるのです。

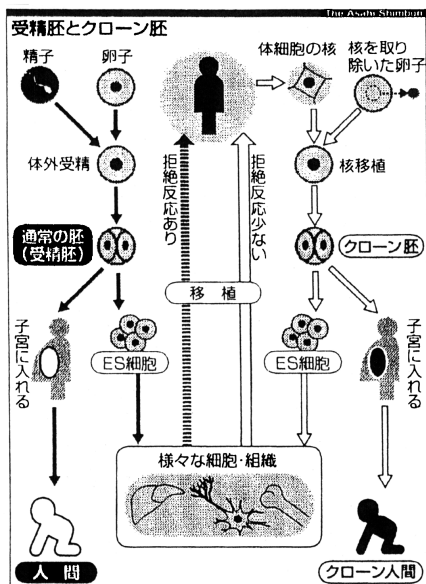
これに対し、結論を先取りするようですが、つくられるクローン人間の権利、クローン児の尊厳というものを考えるならば、だれでも「親から生まれてくる権利」があります。これはヴァチカンの立場ですが、ハンス・ヨナスという哲学者も、人のクローニングというのは優生計画である、この上なく奴隷的な遺伝子操作のやり方だといっています。私たちは父親と母親の配偶子によって発生し、自分の遺伝子のコントロールによって成長します。クローン児の場合は、最初からだれか第三者がプログラムした遺伝子を与えられて生まれてくる。最初から遺伝子操作されて生まれてくる。

こんなふうにして生まれてくる人は他にいません。父親と母親のどの遺伝子をどれだけ受け継ぐかという仕組みは、まだ解明されていませんが、ある意味で私たちが自分で自由に選んで生まれてくると考えることもできます。少なくとも、だれか第三者が勝手に決めているのではない。しかし、クローン児は最初から自分の持つ遺伝子を誰か他の人から押しつけられて生まれてくる。本来は、みんなお父さんとお母さんから自由に生まれてくる権利があるのだということを、ハンス・ヨナスは言います。そして、クローン計画というのは最初から遺伝子を押しつけられる優生学だからいけないといっています。

もしクローン人間の権利を考えるならば、研究目的のクローニングは、生まれさせたヒトクローン胚を、今度は研究のために殺すわけですから、(生殖目的のクローニングで) 生まれさせることが残酷というなら、(研究目的のクローニングも) 同じように残酷であって、両方が禁止されるべきだという結論になります。

日本では、研究目的のクローニングについては推進

朝日新聞2004年7月14日付図版「受精卵とクローン胚」



いまご説明したことを、図示してみます（左図）。
 このような矛盾をはらむ方策が推進されているのが、
 いまの日本の現状です。
 する方策が取られています。この立場から考えると、
 「生殖目的のクローニングだけを禁じる」のは首尾一貫
 しない。クローンとして生まれてくる子どもの尊厳と
 権利を考えるならば、「研究目的のクローニングも禁止
 されなければいけない」ということになります。

左側が受精卵、右側がヒトのクローン胚です。中央
 に立っているヒトから体細胞の一部を取って、その核
 を取り出し、受精していない卵子に植えます。そうし
 て電気ショックをかけると、クローンの卵、クローン
 胚ができます。それを壊して、細胞を取り出し、ES
 細胞をつくる。あるいはそのまま子宮に入れるとクロ
 ーン児が生まれます。

左側は、通常の卵子と精子によって受精させた受精
 胚です。シャーレの中で体外受精をして、通常の胚が
 できます。これを子宮に入れて赤ちゃんを生む。これ
 は不妊治療の通常の方法ですが、子宮に戻さないでそ
 の一部を取り出してES細胞をつくることができます。
 これが余剰胚を使ったやり方です。それを今度は心臓
 や神経など、いろいろな組織の細胞に分化させて再生
 医療に使うのです。そして、体細胞を取った人にそれ
 を植えれば、先ほど申し上げましたように拒絶反応の
 少ない治療ができるし、そうでない受精卵を使った場
 合は、第三者ですから拒絶反応があるかもしれない。
 そして、いま日本は両方にゴーサインを出しているわ

けです。

総合科学技術会議の生命倫理専門調査会、これは先ほど申し上げました内閣総理大臣の諮問機関で、現在は内閣府に属しておりますが、ここが二〇〇四年の七月に報告書を出しました。それによると、十四日までヒトの初期胚というのは、「人」そのものではない。しかし、通常のヒトの組織や細胞とは異なる「人の生命の萌芽」であり、特に尊重されるべき存在である。「人の生命の萌芽」というのが、ヒト胚に与えられた新しい呼び名です。

要するに、初期胚は「人」ではない。倫理的、法的に「人」ではないけれども「物」でもない。人と物との中間形態”として位置づけられたと解釈されています。日本はローマ法以来の西洋の法律（大陸法）を使っていますが、ここでは人と物との二分法が採用されています。ペットは「物」かといわれる方が必ずいらっしやいますが、ペットは物として扱われています。よくないとおっしゃるかもしれませんが、人間だけに人権があつて納税義務もありますから。大陸法の体系は

「人」と「物」との二分法、これはローマ法以来変わっていません。ですから、この二分法をある意味で破るようなものをつくったわけです。

実は、こういう議論が出たのは今回が初めてではなくて、脳死者からの臓器移植の是非をめぐつてだいぶもめたことを、みなさんもご記憶のことと思います。脳死が人の死かどうかで、大変な議論がなされたことが、あのときも同じことを考えた人がいました。唄孝一博士という著名な医事法の先生が、*“a*（アルファ）期”というものをつくらう、脳死というのは生きてもいないし死んでもいない*a*期なのだ、と。死んでしまえば死体だから、一応「物」として扱われます。生きていけば「人」です。しかし脳死者は人と物との中間形態であると。脳死が人の死かどうかについては、日本では今日でも社会的コンセンサスが得られていないような状況ですので、*a*期説は多くの支持者を集めました。が、唄先生はしばらく後に、この説を取り下げられました。

なぜ取り下げられたかというと、よく考えてみると、

これは境界線をもう一本設けるだけのことである。そしてグレーゾーンを設ければ議論が複雑になるだけである。やはり、生か死かどちらかで処理するしかないというので、そのときは唄先生がa期を取り下げられて、脳死のときは第三のカテゴリーができなかったわけです。しかし、今回の法律は第三のカテゴリーをつくりました。そして第三のカテゴリーを設けたら、民法も刑法も、法体系全部が見直しを迫られることになるでしょう。ですから今後、様々な場面で、非常な混乱が予想されるわけです。

国連＝研究目的でも「クローンは全面禁止」

国際的な情勢はどうなっているのでしょうか。今日の議論が起こったきっかけは、一九九七年に「クローン羊」ドリーがスコットランドで誕生したと報道されたことでした。欧州議会はさっそく、ヒトのクローニングは目的のいかんを問わず全部駄目だという決議を出します。ところが翌九八年に、先ほどのES細胞です、ね、「クローン胚からES細胞をつくと拒絶反応の

少ないものができる。これができれば、再生医療にとって非常に望ましいのではないか」という観測が流れると、トーンダウンします。九八年に追加議定書が出て、ここでは生殖目的のクローニングだけを禁止する。つまり、ES細胞をつくることに道を開いておきたいという思惑が示されます。この後、世界が分裂するわけです。

分裂しますが、国連で昨年（二〇〇五年）三月に、ヒトクローニングに関する宣言が出ました。この宣言は、ヒトクローニングの全面禁止であり、「研究目的も禁止」です。しかしこの結論に至るのは、あまり簡単ではありませんでした。国連で議論が始まったのは二〇〇一年でした。ドイツとフランスがイニシアチブを取って、最初は生殖目的のクローニングだけを禁止する条約をつくるために議論が始まりますが、その後、「両方禁じるべきだ」という意見が出て、これを主導したのがおそらくヴァチカンだと思いますが、議論が紛糾します。会期が何度も延長されましたが、最終的に「条約」はできませんでした。しかし「宣言」を出します。拘束

力はありませんが、全面禁止の宣言を出します。

国連の宣言に対して、賛成票を投じたのはドイツ、イタリアで、最初から保守的な立場を取っています。また、米国が賛成に回りました。この問題をめぐってヨハネ・パウロ二世とブッシュ大統領が会談したことは日本でも報じられましたが、これはキリスト教保守主義のブッシュ政権の影響かもしれません。

反対票を投じたイギリスは、クロン羊ドリーをつくった国でもあり、ヒト胚研究の最先進国ですから、反対の理由は明らかです。フランスは、ドイツと違って戦争に勝った国ですから、後で説明いたしますが、優生思想に対してあまり拒絶反応がないという背景もあります。日本は、もちろん実験推進の立場から反対。韓国も同じ立場を取って、反対に回ります。

しかし、圧倒的多数で全面禁止の宣言が出ます（賛成八十四・反対三十四・棄権三十七）。

米国の事情を少しでも説明しておきますと、先ほど触れました「人間の尊厳」というのは、米国ではあまりなじみのない概念なのです。西洋の法律は英米法と

大陸法の二つに大別されます。ヨーロッパ大陸諸国と英米とは、法律の体系がまったく違います。ちなみに、日本は明治時代にドイツの法律やフランスの法律をまねてつくりましたが、第二次大戦後、米国のものも入ってきて、ミックスした状態になっています。しかし、基本的に大陸法の体系を基盤としているのが日本の法律体系です。そして、大陸法の体系の最高原理が人間の尊厳なのです。

これに対して、米国で一番大事な概念は「個人の自由」や「個人の幸福追求」です。これをほとんど絶対的な原理とします。これは逆にヨーロッパではそれほど重んじられない原理なので、両者には根本のところで大きな違いがあります。ここでの「個人」というのは、意識のある、自分で決定できる個人のことですから、これを絶対視しますと、クロンを禁じるのはちょっと難しい。生まれる前のクロン胚は、まだ「個人」とは言えないから、その権利を保護する必要はない。他方、研究を進めたい、あるいはクロン技術で自分の子どもをつくりたい、こういう個人の自由や幸

福追求を禁じる原理というのはあまり出てこない。それで、米国ではやはり生命倫理委員会をつくって報告書を出しましたが、生殖目的のクローニングを禁止する根拠は最後まで見出すことができませんでした。報告書は大変悩んでいて、はっきり「禁止」ということをいわない。いえなかったわけです。ですから、米国は宣言に反対してもよかったのですが、それでも賛成に回ったわけです。

ドイツは早くから胚の権利保護の立場をとり、一九九〇年に胚保護法を制定して、“人の胚の人権”を保護してきました。

イタリアでは二〇〇四年に生殖補助医療法が制定されました。これも胚の人権を最初の段階から保護する法律です。イタリアの法律はかなり厳しくて、先ほど余剰胚の話をしました。が、生殖補助医療のときに一個ずつ卵を採るのは女性の負担が大きく大変なので、排卵誘発剤を使って、普通は一カ月に一個しか採れない卵を一度に十個採ったりします。それをシャーレの中で全部受精させて、なるべく多くの受精卵をつくり、

三個ぐらいを子宮に戻すというのが一番効率のいいやり方の方です。しかし、これをするとき余剰胚ができます。余剰胚も人間である以上、当然人権を保護されるべきですから、これをなるべくつくらないようにするというのが、イタリアで新しくできた法律です。ドイツもそうです。イタリアは最初から、出産する予定の卵しかつくるなどしています。

この法律に定められたとおりになると、効率のよい不妊治療ができなくなるという批判も出ています。「子どもをもつ権利」はどうなるのかというわけですが、「生まれてくる子どもの人権」の保護ということを考えると、規制せざるをえないということで、イタリアだけではなくて、ヨーロッパの各国で、最近では医師の倫理規程にそのような規制が設けられるようになりました。

つまり、ヨーロッパでは、子どもの人権を考えて、代理母も駄目だし、第三者の配偶子を使うのも駄目だし、実験用に使う余剰胚が出ないような方法も、一生懸命考えているわけです。日本は、余剰胚の使用はも

とより、実験に使用するためにわざわざ受精卵を作成することまで許容する方向に向かっており、非常に対照的だということをご理解いただければと思います。

ヴァチカンⅡ「受精卵にも人間の尊厳」

以上で、世界の大まかな状況をご理解いただいたことにいたしました。次にカトリックの見解に移ります。ヴァチカンでは、「初期胚の尊厳と人権」、すなわち、人は生まれたときから尊厳であり、人権を認めるべきだという立場に立って、早くから繰り返し公式見解を出してきました。

七四年に、ヴァチカンの教理省が、「堕胎に関する宣言」を出しました。この中で、人は受精のときから人間であるから、尊厳と人権を認めるべきだということをはっきり書いています。

そして、八七年に、同じ教理省から「初期のヒトの生命の尊重と生殖の尊厳」という文書が出ています。なぜ八七年にこういうものが出されたかというと、一九七八年に、世界初の体外受精児ルイズ・ブラウン

がイギリスで誕生しています。この当時使われた「試験管ベビー」という言葉をご記憶の方もいらっしゃると思います。これは、それまで不妊に悩んでいた人にとっては本当によいニュースだったかもしれませんが、ヴァチカンは「これは少し危険なところもある」ということがつきます。

何が危険かというと、受精卵というのは普通は母体外に存在することではなくて、最初から女の人の体の中でつくられて、出産されるまで外に出てこないはずなんです。それが、生命の最初の始まりがシャーレの中である。つまり女の人の体に守られていない。だから、もそれに簡単にアブローチできる。捨てることもできるし、実験に使うこともできるし、様々な干渉が可能です。しかも排卵誘発剤によって、一回に多くの胚を得ることができる。体外受精は、そういう、母体に守られていない、いろいろな脅威、生命の危機にさらされた人間を大量につくることだということに着目します。そして将来の危険——いまそれが現実化しているわけですが、多数の余剰胚が凍結されているというこ

とだけでも、人間の卵が冷凍されてどこかの冷蔵庫で管理されているという事態ですから、極端な言い方かもしれませんが、大規模な人権侵害が行われているわけですから——こういう事態を予想して、警告を発する意味あいのものを八七年に発したわけです。つまり、「初期の人の生命」を尊重しなければいけないと。

もうひとつは「生殖の尊厳」という主張です。カトリックの生命倫理ではよく使われる言葉ですが、初めてお聞きになる方もいらっしゃると思います。人間の生殖は動物とは違う。別の次元をそこに見ます。人間は両親から、両親の愛の実りとして生まれてくる。生殖技術によって、夫婦でなくても卵子和精子を取ってくれば、人の生殖も可能ですが、だれもそんなふうに生まれてきたくはない。両親の愛の実りとして生まれてきたい。その次元を重視して警告したのがこの文書です。

大事なことは、「受精のときから人なんだ」ということを、すでにここであっていったということです。九五年に、ヨハネ・パウロ二世の「いのちの福音」という

回勅が出ます。回勅というのは、教皇が直接、信者に宛てて出す手紙のことですが、ヨハネ・パウロ二世はカトリックの信者だけではなく、すべての人に向けてこれを発しています。「人々の幸福や社会の未来を心にかけているすべての善意の人」に向けたものが、この「いのちの福音」という文書です。ヨハネ・パウロ二世は「いのちの福音」の中で、いま「死の文化」が蔓延していると指摘します。安楽死の問題にしても脳死の問題にしても、それから余剰胚の破壊を伴う実験も、「死の文化」が蔓延しているしだといえます。日本で自殺が多いことも「死の文化」の一つのしるしかもしれません。ヨハネ・パウロ二世は、「死の文化」ではなくて「いのちの文化」を築かなければならないという危機感に立って、この回勅を発します。この回勅はかなり長いもので、この中には、生命科学の最新データに基づいた提言なども含まれています。

ヨハネ・パウロ二世は、この回勅を出す前年の九四年に、「いのちの文化」を構築するために「生命アカデミー」をつくります。ヴァチカンには、すでに科学ア

カデミーがあつて、これは一六〇三年につくられています。科学アカデミーの会員は、半数がノーベル賞の受賞者です。自然科学のオーソリティーを招いて、そこで自由に議論してもらう。何かこういう結論を出しなさいというのではなくて、自由に議論をしてもらつて、最新の科学的データを集めようと思つた。そして科学的真理を踏まえて、正しい道を見出そうとした。ヨハネ・パウロ二世が一九九四年に新たに生命アカデミーをつくつたのは、科学技術の発達によつて人の生命に対する介入ができるようになり、この事態に対処しなければならぬと考えたからです。生命アカデミーのメンバーは、半数以上が産婦人科医など医学関係者です。ほかは大体、神学、倫理学の専門家で、私のような法律学者はごく一部です。自然科学の専門家の議論は、私にとっては理解することが難しいことも多いです。生物学の最新データなども出てきますが、しかし、その科学的事実を正確に把握した上で、倫理的、法的に何が正しいかを考えるのが、アカデミーの基本的な姿勢です。

この生命アカデミーから、一九九七年に「クローンングに関する考察」という文書が出されます。これは、クローン羊ドリーができた直後に出されています。この中に、人のクローニングがなぜ許されないかというのと、クローン技術によつてつくられるクローン児の人權を損なうところがいけない、一番いけないということが、非常にはつきり書かれています。人はみな異性の両親から生まれる権利があるし、家族や親族をもつ権利がある。たとえばドリーは、お母さんの双子の妹になります。そして、お父さんはいないということになります。しかし母方のおじいさんは、自分の父親と同じ立場に立つ。要するに、親せき関係がめちゃくちゃになります。クローンで生まれてきた子どもは、最初から両親をもっていないし、父方の親せきもないわけです。このなかで人格がちゃんと形成されるだろうか。人間は親せきや家族に囲まれて、そこに生まれ成長する権利がある、その権利を侵害するからいけないということ、をはつきり分析して示しています。この「考察」は三段構えになつていて、クローン技術の

生物学的・科学的な考察がまずあって、その後で、この科学的事実に基づいて、倫理的な考察、次いで法的な考察が行われています。

二〇〇〇年には生命アカデミーから「ヒト胚性幹細胞（ES細胞）の作成および科学的・治療的使用に関する宣言」が出ます。このころ世界中で、「人の生物学的な始まり」がいつであるのか、受精のときなのか、十四日目からなのかということについて、議論が沸騰していました。イギリスで十四日目までの胚を使った実験が世界で初めて許可されたからです。ですから、ここで生命アカデミーが一番力を入れたのは、人間の生物学的な始まりのメカニズムがどうなっているかを解明することでした。生命アカデミーはここで、科学的な最新データを集めて、それを詳細に検討・分析して、わかりやすく解説するということをしています。私が「ヒト胚の尊厳」について研究を始めたきっかけは、この宣言を読んだことでした。「生物学的に、人の生命がいつ始まるか」という議論は、ヒト胚研究の倫理を考えるうえで不可欠のことだと私は思いますが、日本で

はその議論がまったく見られませんでした。そこを、この宣言は、いろいろな議論が錯綜する中で、はっきりした科学的データとともに示した。この本（『ヴァチカン・アカデミーの生命倫理』）を出版したのも、何よりもまず、この最新の科学的真理を日本人の人に知ってもらいたいと思ったからです。

この後に出た二〇〇三年の生命アカデミーの「国際的な議論におけるクローニングの禁止」という文書も、科学的、倫理的、法的側面という順序で書かれています。これが出されたのは、当時、国連の議論が始まっていたからです。アカデミーは、そこでの議論に明確なメッセージを送ろうと思ったのです。

さらに二〇〇四年に、ヴァチカンの国務省がアカデミーの文書を踏まえて、「ヒトクローン個体産生禁止」に関する国連の国際協議に向けての文書を出します。これは国連に対してヴァチカンが正式な立場を表明したポジションペーパーです。

そして今年二〇〇六年二月に開催された生命アカデミーの年次大会のテーマは「着床前の段階のヒト胚」

でした。これは（前年に）国連で禁止宣言が出ましたが、その後まだ実験を続けている国に対するメッセージを送る。さらに新しいデータに基づいて科学的な考察を行い、それを踏まえて倫理的、法的考察を行う。つまり、従来の文書の内容をさらに更新したものをここで出している。このように、ヒト胚の尊厳と人権の保護は、ヴァチカンが非常に力を入れている分野の一つということがわかりいただけるかと思います。

いま、たくさん文書を挙げましたが、カトリック生命倫理学の見解は、メッセージとして非常にクリアです。①まず科学的真理を正確に把握する。科学の最新のデータをしつかり吟味して、「受精時に、人の生命が始まる」ことを認める。これは別にヴァチカンが主導しているのではなく、生物学・発生学のデータを客観的に見ると、これが明らかですから、それが確かだということだけを承認する、受け入れるというだけのことです。

そのうえで、②国際法と生命倫理の原則を守る。つまり、科学的・生物学的な事実を踏まえて、そのうえ

で、今度は倫理的、法的な考察をしようということですね。そのときに基本となる考え方が「だれでも例外なく人間の尊厳と基本的人権を認められるべきである」、これは現在の、戦後の国際法と生命倫理原則の出発点ですが、これを確認する。

そうしますと、①と②から当然、「受精時から、人間の尊厳と人権を保護しよう」という命題が出てまいります。ですから、カトリック生命倫理学、あるいは人格主義の生命倫理学というのは、ある意味で当たり前な現在の科学的事実を認め、それから現在の国際的な倫理と法の原則を保持する。その立場をただ繰り返し確認しているだけともいえます。しかしそれがカトリックの考え方です。

問題は、「人間の尊厳」というものが日本でかなり混乱していて、「個人の尊重」や「生命の尊厳」など、いろいろなものと混同、ミックスされて、具体的に何のことかわからなくなっている。先ほど、クローン技術規制法ができて「人の尊厳」が盛り込まれたといいましたが、そこでも「人間の尊厳」といわずに、わざわざ

ざ「人の尊厳」といって、生まれた後の「人」にだけ尊厳を認めるといような使い方をしています。人間の尊厳の概念が非常に混乱しているのが現在の状態だろうと思います。ここからいろいろな問題や議論が起こってきていますが、ここで使われている国際法の「人間の尊厳」というのは、どの人間も人間である以上、人格であって、尊厳であり、存在価値があるという考え方です。人間であればだれにでも人間の尊厳がある、尊厳はその人の能力や属性とは関係なく、存在それ自体に備わっているというのがカトリックの立場であり、現在の、戦後の国際法の立場でもあります。このあとの説明では、これをもう少し詳しく見ていきます。

科学的事実Ⅱ受精の瞬間からヒト

カトリックの立場、つまり「科学的な真理を認め、国際的な生命倫理の原則を守る」というスタンスについてですが、ヨハネ・パウロ二世の「いのちの福音」には、こういう記述があります。「卵子が受精したとき

から、新たな人の生命が始まる——この自然の事実に現代遺伝学が貴重な確認を与えた」という一節です。つまり、受精時に人の生命が始まることは、ヨハネ・パウロ二世が決めたのではなく、倫理的な立場とか神学の立場でもない。現代遺伝学の見解です。ですから別ないい方をすれば、現代遺伝学が「受精のときから人なのではない」というようなことを、もしいったとすれば、教皇はきつと立場を変えるでしょう。これは確かなことです。現在の遺伝学のデータを受け入れるということです。

次は倫理的な考察ですから、自然科学では実証できない分野です。

「人は身体と精神の全体、統合であるから、身体的に新たに存在し始めた初期胚には、すでに精神的靈魂が宿っていると考えられる。したがって、人は受精時から人格として扱われるべきであり、また不可侵の生きる権利が認められなければならない」。このような意味のことが「いのちの福音」(第六十)に書いてあります。

では「Spiritual Soul（精神的靈魂）」とは何か。キリスト教の考え方では、人間には精神が宿っている。身体と精神を分離したものと考えません。ばらばらに存在するのではなくて、両方が一緒になっている。人間が倫理的に人格として扱われ、法的にも人権を認められるのは、人間がSpiritual Soulをもっているからだと考えます。これはカトリックの考え方ですから、理性で説明できないところかもしれませんが。身体と精神は分離していませんから、身体が尊くなくて精神だけが尊いということではありません。でも、人間を人間たらしめている人間の特徴は、精神的な靈魂にある。つまり、物質でない精神の部分で尊い。そして、この精神というのはいつから存在するかというと、肉体があればそこに精神は宿っていると考えます。

これを、もう少しくわしく順番に見ていきます。まず「生物学的な事実」のほうから。人の生命は受精に始まる。これについて、私は生物学者ではありませんので、ヒト遺伝学の世界的権威であり、生命アカデミーの名誉会員でもあるローマ・カトリック大学医学部

名誉教授のアンジェロ・セラ博士の見解を簡単に説明させていただきます〔アンジェロ・セラ（拙訳）「ヒト胚…人か、それとも科学技術の貴重な道具か？」『ヴァチカン・アカデミーの生命倫理』五一―八七頁参照〕。精子が卵子の透明帯を通過すると、卵子と精子の融合が起こります。この直後に、受精卵のイオン構造が突然変化します。精子のほうのタンパク質にオスシリンという物質があつて、このコントロールのもとで細胞内部のカルシウムイオン濃度が急に増加します。そうすると、カルシウムの波が受精卵全体を覆って急激に変化するのが肉眼で確認できます。分子生物学が発達して顕微鏡で捉えられるようになったからです。いま発生学者と分子生物学者は、カルシウム波が広がっていくのを肉眼で見て、新しい生命が活動を開始する様子はつきり確認しています。

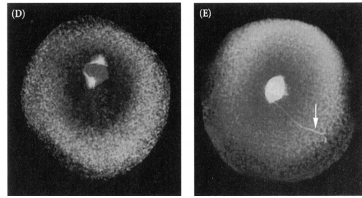
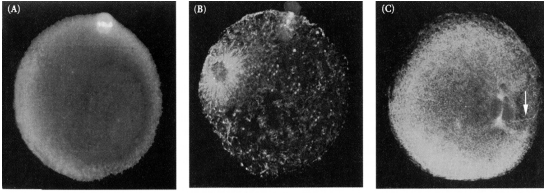
卵子と精子が融合した状態の細胞、受精卵のことを接合子といいます。接合子は自らのDNAに記録されている遺伝情報に依存する二つの特徴をもちます。「主体性」と「方向付け」という二つの特徴です。

「主体性」というのは、これ以後、受精卵が発達するのですが、そのすべてを正しい方向で開始するために、新しいシステムが自動的に組織化されることです。つまり、最初からプログラムができていて、受精卵はそのプログラムにしたがって順番に大人にまで発達していく。私たちはみんなDNAをもっていますが、DNAはだんだんできるのではなくて、受精の瞬間に全部プログラミングされるのだそうです。後は、そのDNAの設計図に従って、順番にそれが展開していくだけなのだそうです。以前はそれがわからなくて、だんだんDNAができていくのではないかなどと考えられていました。わりあい最近のイタリアの新聞にも、受精卵の成長は、はじめのうちは母方の遺伝子が主導権を取っているという理解に立った記事が出ておりましたが、そうではない。お母さんの遺伝物質が途中まで赤ちゃんを育てるとかそういうことではなくて、もう受精のときに、その受精卵自身のDNAが、そこで全部できあがり、それが展開していくのだそうです。これが「主体性」の意味です。

「方向付け」というのは、接合子が一定の発達へと方向付けられていることです。二〇〇二年七月の科学誌『Nature』に「一日目からのあなたの運命」というタイトルの記事が掲載されました。サブタイトルが「哺乳類の身体設計図は、受精の瞬間に設定され始める」です。受精のときに精子が卵子に入り込む場所が、すでに体軸、胚の前後と背腹を決定する。ですから、これはついでの話になりますが、この記事は、不妊治療のために卵子に直接注射針で精子を挿入する顕微授精や、八細胞期の受精卵から細胞の一部を取り出して行う着床前診断が、受精卵に及ぼす影響を問題視しています。しかし大事なことは、受精卵のどの部分がどの細胞に分化するかということが発生の一日目から決まっているということが、科学的に証明され始めていることです。そして、発生の二、三日目からいろいろな遺伝子が順番に活動し始めます。全部いっぺんにではなくて、発達にしたがって次々といろいろな遺伝子が働き始めますが、どの遺伝子が何日目にとどの段階で活動し始めるか、それがいま、次々と特定されています。

受精卵自身の遺伝子が実際に働いて、その発達を支えている様子が肉眼で確認されています。

これを図示（左の写真）しますと、一番左のAがまだ受精していない卵子です。上のところにあるのは核です。そしてBの写真。左側に見えるのが精子の前核です。右側に見える卵子の核が成熟して前核を形成し、



Gilbert, S.F. Developmental Biology, 6th ed, Sunderland ; Sinauer, 2000 ; p.212

卵子のイオン構造が変化してカルシウム波が受精卵全体を覆い、接合子、すなわち新たな個体が発生します。すでにこの段階で新たなゲノムの多くの遺伝子が活動し、胚の発達を導いています。Cに

なると、右のところに、しるしがついていますが、精子と卵子のそれぞれの前核が出会い、細胞分裂の準備が整います。Dは、単細胞から二細胞になるための最初の細胞分裂の前期です。そして最後のEの写真は、最初の分裂の中期です。この中央に見える部分がDNA、矢印で示されているのが微小管です。

つまり遺伝プログラムにおいては、後天的に起こるアクセシビリティやエラーがある場合を除いて、二つの配偶子の接合時に、真の人の個体が、その固有の存在、あるいはライフサイクルを開始する、新たな生命の周期が始まるということです。このライフサイクルの間、必要十分な条件を与えられれば、胚に生来的に与えられたすべての可能性が自動的に実現します。胚に生来的に与えられたすべての可能性というのは、その設計図のことです。最初から与えられているDNAの遺伝子の設計図が、成長につれて順番に展開します。したがって、配偶子の接合以降、生きているヒト胚は、単なる「細胞の塊」ではなく、きわめて明確な独自性、アイデンティティを有する「ヒト」の胚である。「ヒト」

とカタカナで書いたのは、生物学ではカタカナで書くという取り決めがあるのでそれに従いましたが、意味は「人」とまったく同じです。

「単なる細胞の塊でない」と私が強調するのは、胚は十四日目まではまだ細胞の塊であって人ではない、だからそれを実験材料にしても人権侵害にならない、という議論が非常に強かったので、それに対する反論の意味も込めています。

非常に大ざっぱな説明でしたが、生命アカデミーは、科学誌の最新のものを全部検討し、そのうえで論理的に導かれる結論を出していきます。セラ博士は、臨床医としても活動されており、神父でもありますから、生命倫理と医倫理にも通じておられます。しかしアカデミーでの彼の主要な役割は、ヒト遺伝学の専門家として、科学的な文献を調べて、何が科学的真理であるかを正確にジャッジすることです。セラ博士は八十五歳を超えておられますが、現在も非常にお元気で活躍中です。生物学やヒト遺伝学についてまったくの素人であった私にも、セラ教授は本当にわかりやすく丁

寧に、最新の知識を教えて下さいました。

これで、生物学的な考察のところを終わります。

倫理的原則Ⅱ人間は「例外なく」尊厳

もう一つは倫理的原則です。人間の尊厳原則を承認する。だれでも例外なく人間の尊厳と基本的人権を認められるべきである。先ほど触れましたが、これが、戦後の国際法の基本原則です。

「世界人権宣言」（一九四八年）は、戦後の国際法のいわば憲法のような文書ですが、日本も国連に加盟しているのです、この支配下にあります。その前文の冒頭に出てくる文言が「人類家族」で、原文は「human family」です。日本語では「人類社会」と書かれています。日本語では「人類」という言葉が使われています。人類家族のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」と。

そして、この世界人権宣言のもとに、いろいろな細かい人権の条約がたくさん置かれています。その中で

重要なものとされているのが、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（一九六六年）、一般に「B規約」といわれています。B規約の第七条に、こう書かれています。「何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学の実験を受けない」。これを見て奇妙に思われる方もいらっしゃると思います。残虐な扱いや拷問と並べて、同じ七条で、自由な同意なしに医学的な実験を受ける、科学的な実験を受けることが禁じられています。これは、自由な同意なく実験材料にさせられるというのは拷問と一緒に、あるいは非人道的な刑罰と一緒にだ」といっているのと同じです。

なぜこのような条文があるのかと思われるかもしれませんが、これは第二次世界大戦後の国際法の基本原則から導かれた重要な条文なのです。ここで何が考えられているかというと、大戦中に行われたナチスの人体実験に対する反省です。「世界人権宣言」の前文に、大戦中に人類が人間の尊厳に反する行いをしたことへ

の反省が記されています。ナチスの行いがあった。残虐な人体実験が行われました。しかしそれは、医学を発展させるための正当な行為として行われたのです。人体実験に使われた人は、人権を剥奪され実験材料にされた。どうしてかということ、ユダヤ人だったからです。ユダヤ人は劣った人種であるから、医学、科学の発展のために、人類の利益というよい目的のために、犠牲にしてもかまわないと考えられたのです。世界人権宣言はこういう考え方を全部改めようとしたのです。ですから、そういう過去の行為を繰り返さないために、「世界における自由と正義と平和」のために、人間の尊厳と権利を守る。もし守らなければナチスの残虐行為に逆戻りする。この反省から戦後は出発しますよと。そういう人類の決意宣言だったわけです。

これをもう少し詳しくわしく条文化したのが、B規約第七条です。七条の「品位を傷つける取り扱い」は、英語では「degrading」という言葉が使われていて、これは「格下げ」の意味です。格下げというのは、人間を動物に格下げする、実験動物として使う。ナチスで人

体実験を行ったヒムラーは、ユダヤ人のことを実際に「実験動物」と呼んでいたそうです。そのような非人道的、非人間的な行為をやめるとというのが戦後の基本的な原則です。そうしないと、またナチスの過去が繰り返される。人間の尊厳原則がなければ、平和な国際社会の構築は不可能であるという決意表明です。

では、この「人間の尊厳」という概念はどこから出てきたのでしょうか。ジャック・マリタンというフランス人でカトリックの思想家がいました。世界人権宣言をつくるときに、彼は、世界の政治家と思想家に手紙を送って、「あなたの国では、何が人間の基本的権利でしょう。何が基本的な価値ですか」というアンケートをしました。返ってきた答えをマリタンが見たら、文化や宗教の違いはありますが、内容はかなり似かよっていた。それで、マリタンは「人類家族」みんなに共通する一番の価値のキーワードをつくろうと思ったのです。そして、「人間の尊厳」という言葉を使った。この言葉自体は、以前からキリスト教で使われていた言葉ですが、マリタンはただ、人類全員が一致する基

盤としての究極的価値として、例外を許さない、これよりも優先する価値は他にないという、その趣旨で、この「人間の尊厳」という概念を導入しました。ですから、日本では「個人の尊重」とよく混同されますが、個人の尊重は公共の福祉という例外の前に制限されます。しかし、「人間の尊厳」を制限するような、それ以上の権利はない。公共の福祉も人間の尊厳に優先しません。ですから、人間の尊厳は、戦後のいまの国際社会の最高の価値ということになります。しかし、残念なことに、この内容をめぐって、いま日本では混乱が見られるということです。

いまお話ししたのは国際法の基本原則でしたが、人間の尊厳は国際的な倫理の基本原則にもなっています。

ひとつは「ヘルシンキ宣言」です。生命倫理というのは、わりあい最近の言葉ですが、医倫理は古くからありました。ナチスの人体実験は医学の発展のために行われましたが、これは法律的にではなく、医者の世界、医の倫理の世界でも由々しき出来事だったので、世界医師会はこれに対する反省から、一九六四年

に「ヘルシンキ宣言」を出します。そして、「ヒトを対象とする医学研究においては、被験者の福利に対する配慮が科学的及び社会的利益よりも優先されなければならない」ことを明記します。つまり、人体実験をすれば医学は発展するわけですが、誰かを犠牲にしてみんなを救おうというのは駄目である。人間は、だれも医学の発展のために犠牲にしてはいけませんよということです。

人体実験をしたナチスを裁いたニュルンベルグ裁判の反省を受けて、このヘルシンキ宣言を、医師会が作成します。戦後の人体実験の国際的な倫理原則で最も基本的なものです。ヘルシンキ宣言はこの後、何度も改訂されて、最近は二〇〇〇年だったと思いますが、今日ではヒト胚の実験も含めていろいろな実験が可能になりましたので、それに対する規定も新たに加えています。

日本も世界医師会に入っていますが、残念なことに、この国際的な取り決めに国内にもち帰って、国内の、たとえば日本医師会が内部規程などを設けて、それを

破った人については罰則を課するなどをすればいいのですが、ありません。ヨーロッパはそのような仕組みになっています。この世界医師会の規定に基づいて、各国の医師会がそれぞれ国内規程を設けています。そしてヨーロッパの医師会は、独自の裁判機関ももっています。違反があつた場合に裁判を開いて、ひどい場合は免許取り上げということもいたします。法律がなくとも、倫理規程が厳しく、拘束力もありますから、かなりこれでうまく機能していますが、日本にはこのような仕組みがまったくないというところが問題かもしれません。しかし、このヘルシンキ宣言、日本医師会もこの傘下に入っています。

ヘルシンキ宣言には、医学研究のための指針が定められています。医学研究というと、みなさんはあまりなじみがないと思われるかもしれませんが、たとえばみなさんが病気になったときに、病院で新しい治療を試してみるかもしれません。たとえば、最近では、内視鏡手術がずいぶん行われるようになりましたが、これまでは普通の方法で手術を行っていた症例に新しく内

視鏡手術を適用することも、やはり臨床実験で、人体実験の一種です。人体実験という言葉がとても強烈で、昔は学用患者という言葉さえありましたが、患者さんは治りたいですから、治療法がない場合は新しい方法を試してみたいと思うでしょう。お医者さんのもととかその患者さんを助けてあげたいと思うでしょう。でも、お医者さんはもしかすると、新しい治療法を開発したいという思いの方がもっと強いかもしれません。そして、新しい方法を試すことで、医学の発展には役立つても、その患者さんは余計に苦しまなければならぬかもしれません。そのようなときは、「患者さんを優先しなくてはいけない」と、ヘルシンキ宣言には、そういうことが書かれているのです。最近はいくぶんくなりましたが、日本は様々な場面で、被験者保護がかなり立ち遅れていることが指摘されています。

ヘルシンキ宣言の他にも多くの倫理指針があります。

たとえば、ヨーロッパ評議会の「人権と生物医学条約」(一九九六年)。正式には「生物学と医学の適用に関する人権及び人間の尊厳の保護のための条約」という

長いタイトルがついていますが、簡単に「生命倫理条約」といわれているものです。生命倫理条約というところについて定められているのかわかりませんが、この長いタイトルを見れば、要するに人体実験から被験者の人権を守るためのものであることがわかるでしょう。これはヨーロッパ評議会が作成したもので、日本も参加を呼びかけられましたが、参加しませんでした。

それからユネスコの「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」(一九九七年)。これも、いまご説明した、人間の尊厳を最高原理とした国際的な倫理条約です。

さて、先ほどの医倫理の基本原則、「ヘルシンキ宣言」にのっとって考えますと、ヒト胚というのは「同意」ができません。ヘルシンキ宣言には、「本人の同意がなければ実験してはいけない」という基本原則が定められています。同意能力のない未成年者や意識をなくした人については特別な配慮をしなくてはいけない。同意が取れないからといって勝手に実験してはいけないということ、ヘルシンキ宣言は定めています。ヒト胚からも、本人の同意は取れませんので、そのヒト胚

自身の利益にならない人体実験に使うことは、ヘルシンキ宣言ではつきり禁止されています。たとえば、技術が発達して、受精卵の段階で病氣だということがわかったとします。このときに実験的な治療を実施してもよいか。実施してよい場合があるとしたら、それは「その受精卵自身を救う」ためです。それ以外の「実験」や「ES細胞をつくる」ことは、他の人の病氣を治すために役立つかもしれませんが、その受精卵の病氣を治しません。反対にその受精卵を犠牲にします。ですから、ヘルシンキ宣言のもとではできないのです。

ですから、ヒト胚の実験を実施してもよいかどうかの問題になったときに、最初に世界の科学者が考えたことは「ヘルシンキ宣言を変えられないか」ということでした。これを変えない以上は、ヒト胚を実験に使うことはできないからです。

異論①Ⅱ前胚論

こうした動きに対し、ヒト胚の研究を推進する立場から異論が出されます。つまり、研究を推進したいが、

人間の尊厳原則がありますから、この原則のもとではできません。しかしもしヒト胚が「人でない」ということが証明できれば、この原則の下でも研究が可能です。ヒト胚がまだ人でないなら、人間の尊厳原則の対象にならないからです。

そのような論理によって、八四年に世界で初めて、イギリスがヒト胚の研究に道を開きます。ウオーノック委員会の報告書というものが出されて、ヒト胚を用いた実験にゴーサインを出します。どのようにしてでしょうか。ウオーノック委員会の委員のひとりにマクラーレンというヒト胚研究者がいました。ノーベル賞も受賞している非常に著名な研究者です。ウオーノック委員会に与えられた役割は、これまでに世界で前例のないヒト胚の実験をイギリスで実施してもいいかどうかの答を出すことでした。しかし多くの委員は、マクラーレンのような胚研究の専門家ではありませんでしたし、まだ八四年で、ヒト胚が生物学的にいつ始まるかはつきりわからない。そのような段階で、マクラーレンが、〃胚は受精後十四日まではまだ存在しない、

つまり十四日まではまだ生物学的に新しい人は始まらない」と発言します。胚というのは英語でエンブリオですが、まだエンブリオになっていない、まだ「胚になる前の段階（前胚＝プレエンブリオ）」なんだということとをいいます。もしそれが科学的真理であれば、ヴァチカンも研究を認めたかもしれません。「人がまだいない」のなら「人間の尊厳」は直接問題になりませんので、実験の余地は残されているからです。この「前胚」論によって、イギリスは実験に道を開きました。

しかし、その後、マクラーレン自身が、この言葉を放棄します。プレエンブリオというものは存在しない、十四日目にはじめてエンブリオになるのではなく最初からエンブリオであるということを、マクラーレンは二〇〇一年にはっきり認めます。そして、発生学の事典（二〇〇二年版）からも、この「プレエンブリオ」という言葉は完全に削除されます。

異論②Ⅱ 双生児の可能性

それからもう一つ説得力をもったのは、十四日目ま

での胚は、一卵性双生児を生ずる可能性があるからまだ個体ではない、個体でないので人格でもないという議論です。この議論は、日本の総合科学技術会議にも大きな影響を及ぼします。総合科学技術会議では、生物学的な始まりがいくつかの議論はまったく行われませんでした。最初、マクラーレンの説が参照されました。その後、一番説得力をもったのが、この異論でした。

この見解を主張したノーマン・フォードは、カトリックの生物学者でした。日本にはヴァチカンの見解が正確に伝わっていなかったこともあって、カトリックでも、十四日目まではまだ個体ではないから実験してもいいと言っている」という誤解も、総合科学技術会議の中で広がる。そして、ノーマン・フォードの見解は、残念なことに、他の国でも説得力をもちます。説得力をもったというのは、この見解に基づけば研究が可能ですから、ヒト胚の研究を進めたい人からかなり便利に使われた点もあったと思います。

しかし、一卵性双生児は、生物学的にはまったくの

アクシデントです。普通なら一つの受精卵が二つに分かれることはないのですが、なんらかのアクシデントによって二つに分かれる場合があるのです。その確率は〇・二二％にすぎません。今年六月に出版された生命アカデミーの最新の文書「着床前の段階のヒト胚」は、この異論に対して、胚の個性性は受精時に獲得され、その後の成長における初期胚の細胞の可塑性や柔軟性は、胚の発達中に起こりうるエラーや損傷を補正したり、埋め合わせるためのものであって、配偶子の接合によってすでに確立した個性性を無効にすることはないことを科学的に論証しています。そして、一卵性双生児は、受精時に確立した個体が何らかのアクシデントでもう一つの個体の発生を引き起こしたと考えなければならぬ、と説明しています。

異論③Ⅱ パーソン論

ヒト胚の研究推進派からのもう一つの異論は、人間の尊厳を人類全員に認めるのではなくて、一部の人間だけを倫理的あるいは法的な人格と見る。これは、人

格概念を狭めようとする見解です。日本でも支持者が多く、人格というのは「理性的な自意識」のある存在だと考えます。そうすると、自意識あるいは自意識以外の能力をもたない人は尊厳をもつ人格ではなくなりますので、人権もないことになります。たとえば、この説をとるピーター・シンガーは、人間の三歳児はイルカよりもIQが低い、だからイルカやチンパンジーのほうが賢く、よほど人格的だといっています。シンガーは何度も日本に講演に来ていて、彼を支持する人がどれほどいるかわからないのですが、この人格論は「もう一つの異論」として、日本で大変よく紹介されています。M・トゥーリーとかH・T・エンゲルハートなど英米の著名な生命倫理学者も、このような考えに立っています。

日本では欧米、あるいは西洋の生命倫理と一くくりにされますが、そこには二つの大きな流れがあつて、人間の尊厳を最高原理とする人格主義の生命倫理と、個人の自己決定、個人の自由、個人の幸福追求を最高原理とする英米の生命倫理とに大別できます。そして、

日本では英米の生命倫理が非常に多く紹介されています。

この考え方だと、人格というのは人間全部ではなく、一部の人間だけが人格だということになります。この立場を取ると、十四日目までの初期胚というのはまだ自意識がありませんし、自意識を司る神経細胞もない。神経細胞ができるのは、十四日目にできる原始線条というものが現れてから後であって、それが神経のもとになる。これがまだないので、痛みも感じないし、自意識もない。だから、十四日目以前は人格ではないから実験してもいいでしょうと。しかしこれと同じ論理で、植物状態の人の人権も否定される可能性があります。

この見解は「パーソン論」といわれます。パーソンというのは、日本語に訳すと「人格」ですから、パーソン論というのは人格論の意味ですが、カトリックは「本当の人格論はこっちです」ということをいっています。カトリック生命倫理学における真の人格主義の人格概念は、パーソン論のようなものではない。人格の

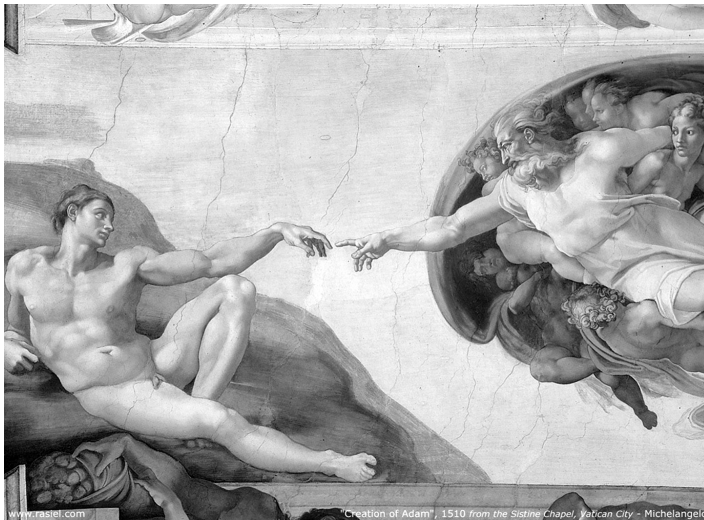
核心は、さきほど述べた精神的、スピリチュアルな靈魂にあります。自己支配、自己コントロールする、それから人格的な責任、真理と道德秩序のうちに生きる能力のことをいうのであって、これはまだ現実的な能力の発現がなくとも、その可能性をもっていれば十分である。年齢や身体、心理状態、自然的素質、DNA、そんなものによるのではなくて、だれのうちにでも精神的靈魂が宿っています。それは生物学的、心理学的な性質のものではなくて、実存的なものです。

「パーソン論」では、自然的な素質、IQなどで、人格かどうかが決まる。そういう遺伝的な物質——DNAも物ですから——それによって人間に優劣をつける考え方は優生学であり、ナチスの論理と同じです。しかしカトリックの考えでは、精神的靈魂というのは神が人間に吹き込んだ非物質的、超自然的なものです。そして、人間が自分の力で獲得するものではなくて、恵みとして外部から与えられたものである。人間というのは「神の似姿」として創造されます。神が神に似せて人間をつくるのです。そして、人間は神と人格的

な交流をするように招かれています。そういう人格的な交流をする、それがスピリチュアルな靈魂をもった人間の人間たるゆえんである。

そして、人間というのは神の似姿ですので、他人も神の似姿である。どの人間も、自分たちの主観とか理解を超えた神の靈を宿した神の子である。どの人もみな同じ神の靈を宿している点において兄弟姉妹である。だから、兄弟姉妹として互いに愛し合い、助け合わなければならない。これはカトリックの見解ですが、さきほどの世界人權宣言の第一章に同じことが書いてあります。「すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない」。IQや身体的な能力などを比べたら、私たちには差があります。しかし、精神的靈魂においてまったく平等であるということを行っています。

これ（写真下）は、システイーナ礼拝堂にある有名なミケランジェロの絵なので、ご存じの方も多いと思います。



ミケランジェロ「アダムの創造」（ヴァチカン・システイーナ礼拝堂）

ます。アダム of 創造の絵で、左側にいるのが最初の間・アダムです。聖書によると、神は土をこねて人体をつくって、息を吹きかけて人間を創造します。アダ

ムの体は非常に筋肉がしっかりしていて物質的には完全にできあがっています。力がありません。まだ命がありません。いま、右側にいる神が右の人差し指で触れようとしています。触れて、聖霊 (the Holy Spirit) を吹き込んでアダムを生きたものにしてようとしています。この聖霊を注がれた靈魂の精神性 (spirituality) のゆえに、人間は尊厳たるものになります。

しかし、神はこの最初の人間アダムの創造の後、どのようにに人間を増やしたかというと、男女の生殖によって増やしたのであって、ひとりずつ土をこねてつくったわけではありません。神は、神の創造のわざに参加するよう、人間の男女を招いたのです。神は現在、男女の生殖を介して人間を創造しているのです。

人工生殖について、よく「リプロダクティブ・ライツ (Reproductive Rights)」という言葉が使われます。「リプロダクト」というのは、物をつくるときの言葉で「複製する」という意味です。「複製する権利」です。ところが、カトリックは生殖について「プロクリエイト (procreate)」とこう別の単語を使います。「クリエイ

ト」というのは創造です。プロクリエイトは、創造を推し進めるという意味です。ですから、生殖というときに、物をつくるように生産とか製造するのではなくて、神の創造のわざに参加して、それを推し進めるという使い方をします。大事なのは、人間は物と同じように誰か他の人に製造されたり、複製されたりするのではなくて、私たちの製造することのできないスピリチュアルな、精神的な靈魂によって、生きるものになるということです。つまり、生殖の尊厳は、この精神的な次元に由来するのであって、物質的、身体的な特徴、たとえばDNAの優劣や脳神経の働きなどには由来しません。

今年二月、生命アカデミーの年次大会が「着床前の段階のヒト胚」をテーマに開かれましたが、これ(次頁の写真)がそのときのプログラムの表紙に使われた絵です。今年六月には、このときの会議の成果をわかりやすくまとめた小冊子が発行されましたが、ここでもこの絵が表紙に使われました。左側にマリアがいます。右側はエリザベトという人です。マリアのお腹の



ヴァチカン生命アカデミー第12回年次総会（2006年2月）のプログラム表紙には、マリアがエリザベトを訪れる『マリアの訪問』（キプロスのサンタクローチェ教会、14世紀後半）の絵が使われた

中にイエスが宿り、エリザベトのお腹の中にはイエスよりも先に生まれた預言者、洗者ヨハネが宿っています。イエスをみごもったマリアはエリザベトに会いに行きますが、このとき胎内の子がおどったと聖書に書かれています。イエスは神の子ですから、彼が来たとき、エリザベトの中のヨハネはまだ胎児でしたが、神の母の訪問を喜びます。ヨハネはまだ自意識がなかったでしょうが、神とのコミュニケーションは、実際に触れることも見ることもなくとも、感覚器官によらなくとも、

も、何らかの交流が可能でしょう、そのことを示す絵として、パンフレットに使われたのだと思います。「理性と自意識以前」の人も、神とのコミュニケーションが可能であるということです。

ヨハネ・パウロ二世が亡くなった後、二〇〇五年に即位したベネディクト十六世が即位直後に公表した、「カトリック教会の教えの綱要」に、いまの話を要約するような、カトリックの立場を総括するような文言がわざわざ書かれています。「受精時からのあらゆる個人の譲ることのできない生きる権利は、市民社会と法制度を構成する基本要素である。国家がすべてのものの権利、特に弱者（受胎された未出生児も含む）の権利を保障しなければ、まさに法治国家の土台そのものが侵食される」。これは世界人権宣言の精神の確認であり、人間の尊厳が平和の基礎であるということの確認です。パーソン論の考え方によって、ヒト胚を実験に利用する、この推進によって脅かされているのは、世界人権宣言の平和の精神であるということを、ベネディクト十六世は警告しているのだと思います。

生命科学技術と宗教者

最後になりますが、「生命科学技術の進歩に対する宗教者の役割とは何か」。これは、きょうの話の総括です。

一番目として、人間の生命の至高の価値をそれぞれの力で発信する。そして、平和の構築のために宗教者が結束することだろうと思います。

二番目に、現在の生命科学技術について正確な科学的知識をしっかり把握すること。そのことによって、人間の尊厳原則にかなった生命科学技術の本当の進歩のための具体的な代替案の提言も可能になります。ヴァチカンには、反対するだけではなくて、代替案も提出しています。

たとえば、ES細胞研究ではなくて、成人の幹細胞を初期化して、万能細胞をつくることができます。これを推進したほうがいいと。実際にいま、多くの科学者がこれを手がけていて、あるものは臨床実験の段階に達しています。来春には心筋細胞について臨床試験

が実施されるという報道もあります。

他方、ES細胞研究の見込みも決してバラ色ではありません。たとえば、米国のジェロン社というところはES細胞の研究を始めましたが、株価が二〇〇〇年に六九ドルだったのが三年後に一・六九ドルに下落しています。それから英国のPPLセラピューティクス社というところは、二〇〇〇年に三二〇ドルだった株価が二〇〇三年に一一ドルにまで下落している。ヴァチカンは、ES細胞研究の推進は、人的にも財政的にも莫大な資源の浪費になるおそれがあることを指摘しています。

クローン胚からES細胞をつくることについては、ソウルの事件（ソウル大学のファン・ウソク教授が「成功した」と偽った事件）が有名で、ご存じの方も多いと思います。この事件はいろいろなとらえ方がされていますが、科学者たちが最も注目したのは、二千個を超え卵子を実験に使ったことです。状態のよい二千個もの卵子を集めて実験したのに、一個も成功しなかった。それは、科学的に成功の見込みが薄いということを推

測させます。多くの研究者はこの点をかなり重視しています。京大の中辻教授がこの研究を行わないといっているのも、このためだと思えます。そうでなくとも、まだ霊長類、猿のクローンにも成功していない段階で、クローン胚から作成されたES細胞が夢の医療であるかのように報道されているのも問題だと思えます。

また、セラ博士は、「生殖補助技術よりも遺伝子治療を」という提言もしています。これは第三者の精子をもらわないと子どもができないときに、そのような方法で子どもをつくるのではなくて、本人の遺伝子を調べる。いま全部ヒトゲノムを読み終わり、その働きを調べているところですが、「不妊の原因になる遺伝子」がかなり特定されてきています。これで半数ぐらいの不妊は解消されるだろうといわれています。ですから、本人の遺伝子治療のほうを進めたいという提言もしています。

不妊治療と一口にいますが、九五%の成功率を得るためには、平均して十三回から十五回治療しないといけない。途中でギブアップする人も多い。ストレス

の多い方法なので、女性は成功しないと、八割もの人がうつ状態になる。子どもについても、流産が多い、早産が多い、出生してきた子どもも体重が非常に少なく死亡率や疾病率が高い等、いろいろ深刻な事実が指摘されています。

ですから、このような事実をふまえて、どのような代替案があるのか。もつといい方法があるのではないか。これを提言するためにも、倫理原則をしっかりとふまえた上で、科学的な知識を正確に把握しなければいけないということがいえるだろうと思います。

(あきば えつこ／富山大学教授)

(本稿は、二〇〇六年十二月一日に行われた当研究所主催の公開講演会の内容に加筆いただいたものです)